

西尾市屋外体育施設使用料 ①

施設名		区分	単位	金額
西尾市善明市民運動広場	野球場	全面	1時間	250円
	ソフトボール場	全面	1時間	170円
	アーチェリー場	全面	1時間	100円
	テニスコート	1面	1時間	180円
西尾市室市民運動広場	ゲートボール場	1面	1時間	100円
西尾市吉良テニスコート場		1面	1時間	180円
		板打	1時間	100円
西尾市寺部野球場		全面	1時間	340円
西尾市緑ヶ崎野球場		全面	1時間	340円
西尾市寺部ソフトボール場		全面	1時間	170円
西尾市ふるさと公園グラウンド		全面	1時間	170円
西尾市浜ノ山グラウンド	A	全面	1時間	170円
	B	全面	1時間	100円
西尾市松原グラウンド・ゴルフ場		全面	1時間	100円
西尾市臨海公園テニスコート		1面	1時間	180円
西尾市幡豆ふれあいテニスコート		1面	1時間	180円
		板打	1時間	100円
西尾市善明市民運動広場 照明設備	アーチェリー場	全面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
	テニスコート	1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市室市民運動広場照明設備		1面	1時間	40円
			30分増すごとに	20円
西尾市吉良テニスコート場照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市臨海公園テニスコート照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市幡豆ふれあいテニスコート照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円

備考

- 1 西尾市善明市民運動広場（アーチェリー場、テニスコート）、西尾市室市民運動広場、西尾市吉良テニスコート場、西尾市臨海公園テニスコート及び西尾市幡豆ふれあいテニスコートの利用時間は、午前9時から午後9時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 2 西尾市善明市民運動広場（野球場、ソフトボール場）の利用時間は、午前9時から午後5時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 3 西尾市寺部野球場、西尾市緑ヶ崎野球場、西尾市寺部ソフトボール場、西尾市ふるさと公園グラウンド、西尾市浜ノ山グラウンド及び西尾市松原グラウンド・ゴルフ場の利用時間は、午前6時から午後7時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外の目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 5 営利宣伝目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 6 入場料又はこれに類するものを徴収して屋外施設を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額とする。ただし、夜間の延長は許可しない。
- 8 単位の「30分増すごとに」の30分は、10分未満は切り捨て、10分以上は30分とする。
- 9 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 10 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 11 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。

西尾市屋外体育施設使用料 ② ※都市公園内体育施設

名称		区分	単位	金額
西尾公園総合グラウンド		全面	1 時間	500円
西尾公園テニスコート		1 面	1 時間	180円
鶴城公園テニスコート		1 面	1 時間	180円
古川緑地	ソフトボール場 1	全面	1 時間	250円
	ソフトボール場 2	全面	1 時間	100円
	サッカー場	全面	1 時間	170円
	ゲートボール場	1 面	1 時間	100円
古川右岸 1 号緑地	運動広場	全面	1 時間	100円
矢作川西尾緑地	少年野球場	全面	1 時間	170円
	ソフトボール場	1 面	1 時間	170円
	少年サッカー場	1 面	1 時間	100円
みなとまち 1 号緑地	少年野球場	全面	1 時間	250円
	サッカー場	全面	1 時間	250円
西尾市坂田球場	野球場	全面	1 時間	340円
	ソフトボール場	全面	1 時間	250円
西尾市坂田テニスコート		1 面	1 時間	180円
コミュニティ公園	多目的広場	全面	1 時間	170円
	ゲートボール場	全面	1 時間	100円
	テニスコート	1 面	1 時間	180円
横須賀公園	運動場	全面	1 時間	340円
	テニスコート	1 面	1 時間	180円
西尾公園総合グラウンド照明設備	基本使用料	全面点灯	1 時間	8,530円
		半面点灯	1 時間	4,260円
	超過使用料	全面点灯	30分増すごとに	4,260円
		半面点灯	30分増すごとに	2,120円
西尾公園テニスコート照明設備	基本使用料	1 面につき	1 時間	410円
	超過使用料		30分増すごとに	200円
西尾市坂田球場照明設備	基本使用料	野球場全面点灯	1 時間	2,610円
		野球場部分点灯	1 時間	2,090円
		ソフトボール場全面点灯	1 時間	1,040円

	超過使用料	野球場全面点灯	30分増すごとに	1,250円
		野球場部分点灯	30分増すごとに	1,040円
		ソフトボール場全面点灯	30分増すごとに	520円
西尾市坂田テニスコート照明設備	基本使用料	1面	1時間	410円
	超過使用料		30分増すごとに	200円
横須賀公園照明設備	基本使用料	運動場	1時間	4,810円
	超過使用料		30分増すごとに	2,400円

備考

- 1 西尾公園総合グラウンド、西尾公園テニスコート及び西尾市坂田テニスコートの利用時間は、午前9時から午後9時までとし、毎正時から1時間を単位とする。ただし、西尾公園総合グラウンド及び西尾公園テニスコートは、土曜日、日曜日及び国民の休日は午前9時から午後9時30分まで利用できるものとし、午後9時から午後9時30分までの使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 鶴城公園テニスコート、古川緑地、古川右岸1号緑地、矢作川西尾緑地、みなとまち1号緑地、コミュニティ公園及び横須賀公園の利用時間は、午前6時から午後7時までとし、毎正時から1時間を単位とする。ただし、コミュニティ公園（テニスコート）は、午前9時から午後7時まで、横須賀公園（運動場）は、午前6時から午後9時まで（5月1日から10月31日までの期間に限る。）を利用時間とする。
- 3 西尾市坂田球場の利用時間は、午前6時から午後9時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外の目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 5 営利宣伝目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 6 入場料又はこれに類するものを徴収して屋外施設を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 西尾公園総合グラウンドの2分の1の面積を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 8 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額とする。ただし、夜間の延長は許可しない。
- 9 夜間照明設備1基当たりの点灯を2分の1にして利用する場合の西尾公園総合グラウンド夜間照明設備使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 10 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額（前項に該当する場合は、同項の規定により算出した額）の2倍の額とする。
- 11 単位の「30分増すごとに」の30分は、10分未満は切り捨て、10分以上は30分とする。
- 12 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 13 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 14 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。